国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の改定について

令和８年９月１１日

東北地方整備局

再評価における「評価の視点」改定の方向性

国土交通省

再評価の実施要領における「評価の視点」について、総合的な評価の実施や事業の透明性の一層の向上の観点から事業内容の変更において施設（事業計画・構造等）の改善の必要性を考慮した事業継続の評価を実施できるよう改定。

＜改善継続事業の対象＞

「コスト縮減や代替案立案の可能性」に加え、国民へのアカウンタビリティの観点から、有識者委員へ事前に議論いただくべき内容として再評価における主たる事業内容の変更が、**事業全体の計画や主たる施設の構造に影響するもの**で、

○「社会的要請」「事業実施環境」の観点で変更される場合や
○事前調査との現地条件の乖離によって、変更される場合

社会的要請 （社会の価値観の変化など）	事業実施環境 （合意形成・地元協議など）	現地条件 （事前調査との乖離など）
・上位計画の変更 ・災害等を踏まえた基準見直し	・合意形成や地元協議等に伴う変更や新たなニーズへの対応	・現地調査結果を踏まえた変更

▼

改善継続事業

水局所管事業における「改善継続」の考え方

国土交通省

○国土交通省所管公共事業の再評価実施要領で示された視点に基づき、水管理・国土保全局所管事業において、以下の場合には、「継続」ではなく「改善継続」とする。

水局所管事業	「改善継続」の対象となる場合
河川改修事業	河川整備計画の洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標変更または整備の実施内容の変更 ※軽微な変更は除く
ダム事業	ダム下流の浸水想定区域内の資産等の減少に伴い、施設規模等を見直しすることにより、事業継続が妥当と判断できる場合
環境事業	・自然再生に係る事業箇所の追加、削除及び自然再生実施箇所の整備目標変更または整備の実施内容の変更 ・水環境の整備に係る事業箇所の追加、削除及び水環境整備実施箇所の整備目標変更または整備の実施内容の変更 ・水辺の整備に係る事業箇所の追加、削除及び水辺整備実施箇所の整備目標変更または整備の実施内容の変更
砂防事業	河床変動計算等に伴い、施設配置計画を変更する場合　※軽微な変更は除く
地すべり対策事業	地すべり防止工事基本計画の変更に伴い、事業計画を変更する場合
海岸事業	海岸保全基本計画の目標変更、若しくは事業区域の変更等に伴う事業計画の変更

（参考）公共事業の再評価実施要領　第5の3　再評価の視点

（中略）

③主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点

・**上位の計画・ビジョンの変更**や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の**社会的要請**

・地元協議や新たなニーズへの柔軟な対応などによる**事業実施環境の変化**

・事前調査との乖離などによる**現地条件の変化**

・技術の進展に伴う新工法の採用等による**新たなコスト縮減や代替案の立案**